

# 75歳以上医療保険料 最大年14万円負担増

## 厚労省部会、大筋了承

厚生労働省は十七日、社

会保障審議会（厚労相の諮

問機関）の部会を開き、七

十五歳以上が入る後期高齢

者医療制度の保険料を巡

り、一部の高所得者が払う

年間上限額を現行の六十六

万円から、十四万円増の八

人当たり保険料が年4000円増

中間層も含め加入者全体の約4割で、所得に応じ負担を配分

一部の高所得者の年間上限額は66万円から80万円に引き上げ

負担の増大を抑制1人当たり保険料が年300円～1100円増

財源の一部を払う現役世

代の負担増大を抑える狙

い。ただ現役一人当たり

保険料の引き下げ効果は、

加入する公的医療保険によ

り、一部の高所得者が払う

年間上限額を現行の六十六

万円から、十四万円増の八

人当たり保険料が年4000円増

中間層も含め加入者全体の約4割で、所得に応じ負担を配分

一部の高所得者の年間上限額は66万円から80万円に引き上げ

負担の増大を抑制1人当たり保険料が年300円～1100円増

財源の一部を払う現役世

代の負担増大を抑える狙

い。ただ現役一人当たり

保険料の引き下げ効果は、

加入する公的医療保険によ

り、一部の高所得者が払う

年間上限額を現行の六十六

万円から、十四万円増の八

人当たり保険料が年4000円増

中間層も含め加入者全体の約4割で、所得に応じ負担を配分

一部の高所得者の年間上限額は66万円から80万円に引き上げ

## 後期高齢者医療制度の見直しと影響額

→ 保険料 75歳以上	5割 公費 (国や自治体)	1人当たり保険料が年4000円増
保険料 現役世代	4割 支援金	負担の増大を抑制 1人当たり保険料が年300円～1100円増
		出産育児一時金の大増額などほかの制度見直しも含め、年内に結論を出す。

十万円とする方針を示し、大筋で了承された。医療費が膨らむ中で、中間層も含め加入者全体の約四割に対し、所得に応じた負担増を求める。

今回の見直しの結果として、加入者一人当たり保険料は年四千円上がる。年金收入が年百五十万円を超える人で、加入者全体の約四割。所得に応じて保険料が異なるのは、年金收入が年百五十万円を超える人で、加入者全体の約四割。所得に応じて保険料が異なる。

年金と給与の合計が年約一千円超の人は年間上限が八十万円に上がる。加入者の約1%に当たる。上限は段階的に上がってきた。上げ幅十四万円は過去最大となる。

窓口負担を除く医療費全額のうち、約一割を七十五